

2026年9月28日

お客さま 各位

ENEOS Power 株式会社

託送料金改定に伴う「ENEOS でんき」電気料金への反映について

平素より「ENEOS でんき」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

2026年11月1日に、北陸エリアを除く各地域の一般送配電事業者(※1)が託送料金を見直す予定です。これに伴い、当社も同日から、北陸エリアを除く各地域の託送料金の見直し内容を ENEOS でんきの電気料金に反映する予定です(※2)。具体的な電気料金単価は、託送料金の見直し内容を踏まえ、当社ホームページ等にて別途お知らせいたします。なお、本見直し後も、規制料金(※3)に対する ENEOS でんきのおトク額に大幅な変更は見込んでおりません。

詳細について、下記のとおりご案内いたしますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(※1) 弊社を含む各小売電気事業者は、各地域で送配電網を所有する一般送配電事業者に対し、託送料金(送電線の利用料金)を支払っており、お客さまには、電気料金の一部として託送料金をご負担いただいております。

(※2) 一般送配電事業者の公表時期その他の事情により、改定時期が変更となる場合がございます。

(※3) 規制料金とは旧一般電気事業者の国の認可を受けた家庭向け電気料金プランです。

記

1. 改定内容

2026年11月1日付で以下対象エリアの「ENEOS でんき」の料金単価改定を予定しております。具体的な料金単価は、託送料金の見直し内容等を踏まえ、別途お知らせいたします。

＜対象エリア＞

北海道エリア、東北エリア、関東エリア、中部エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリア

*** 一般送配電事業者の公表時期その他の事情により、改定時期が変更となる場合がございます。**

2. その他

今回の料金改定に関してご不明な点がある場合や、これに伴い解約を希望される場合のお手続きについては、「ENEOS でんき」ホームページの「[よくあるご質問](#)」をご参照ください。

なお、本改定は、各地域の一般送配電事業者による託送料金の見直しに伴うものです。そのため、規制料金対比でのおトク額に変更はない見込みですが、もし解約される場合は割引契約約款(にねんとく²割)に基づく解約手数料(税込1,100円)を請求いたしません。

3. 本件に関するお問い合わせ先

ENEOS でんき・都市ガス カスタマーセンター

本件に関するよくあるご質問・チャットでのお問い合わせは[こちら](#)

電話番号:0120-00-8704(本件に関する専用ダイヤル)

受付時間:9:00～17:00(日祝除く)

【補足】託送料金とは

託送料金とは、電気を送電線や配電線などの送配電網を使って届けるためにかかる利用料のことです。小売電気事業者が送配電網を整備・管理している一般送配電事業者へ支払われます。

一般送配電事業者は、送電線や変電所、電柱、配電線などの設備を保有・管理し、電気を安定して届ける役割を担う事業者です。

電力自由化後もこの分野は地域独占とされており、各エリアに 1 社ずつ存在します。託送料金の水準は、こうした一般送配電事業者が国のルールに基づき、国の審査を経て設定されており、設備の維持管理や災害対策、老朽化更新などの費用に充てられます。

託送料金の仕組みについて詳しくは、ENEOS Power 公式 Web サイトをご確認ください。

「託送料金とは何？誰が支払うの？電気料金の仕組みをわかりやすく解説」

(<https://www.eneos-power.co.jp/article/power-company/consignment-fee/>)

今後とも「ENEOS でんき」をご愛顧いただきますよう、お願い申し上げます。

以上